



**お知らせ**

**介護保険サービス  
利用者の負担額軽減  
申請更新のお知らせ**

**介護保険施設での  
負担額軽減申請**

介護保険施設における食費・居住費の負担額軽減の認定(負担限度額認定)を受けている方へ、更新のお知らせを6月中旬に送付します。

【対象】 住民税非課税世帯で次の全てに該当する方、または生活保護受給者

▽配偶者がいる場合、配偶者も非課税(世帯分離を含む)  
 △預貯金などの額が、単身で1千万円(夫婦の場合は2千万円)以下

**生計困難な方の介護保険  
サービス利用料軽減申請**

軽減事業を実施している事業者から、訪問介護や短期入所生活介護(ショートステイ)など、指定の介護保険サービスを受けた場合、利用料を25%軽減します(老齢福祉年金受給者の方は50%軽減)。

利用料軽減の認定を受けている方へ、更新のお知らせを6月中旬に送付します。  
 【対象】 住民税非課税世帯で

次の全てに該当する方、または生活保護受給者

▽年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円加算)以下

▽預貯金など(有価証券、債券なども含む)の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円加算)以下

▽日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない  
 △負担能力のある親族などに扶養されていない

▽介護保険料を滞納していない

**いずれも**

新規に申請する場合や対象の事業者など、詳しくはお問い合わせください。

【更新受付期間】  
6月30日(火)まで

【更新後の認定期間】 8月1日(土)～令和3年7月31日(土)  
 【申請・担当課】  
介護保険課  
 (区役所2階201番)  
 ☎03(5654)8246

**65歳以上の方へ  
令和2年度の介護保険  
料をお知らせします**

令和2年度特別区民税の決定に基づき、「介護保険料特別徴収額決定通知書兼納入通知書」を6月中旬にお送りします。

**年金天引きの方・口座振替の方**

決定通知書のみ

**10月から年金天引きとなる方**

決定通知書、6～9月分の全

納納付書、各月の納付書

**納付書でお支払いの方**

決定通知書、6月～翌年3月

分の全納納付書、各月の納付書

【担当課】 介護保険課

☎03(5654)8249

**もの忘れ相談会**

最近物忘れがひどくなった方や、認知症の相談をしたい方などの悩みに専門医が応じます。

【日時】 6月25日(木)午後2～4時

【会場】 新小岩北地区センター  
(東新小岩6-21-1)

【対象】 認知症の心配がある区内在住の方、またはその家族3人

【申込方法】 6月12日(金)午後5時までに電話で(申込多数の場合、相談内容により決定)。

【申し込み】

高齢者総合相談センター新小岩

☎03-5879-9328

【担当課】 高齢者支援課

**シルバーピア住宅の入居者を募集します**

緊急通報装置や手すりの設置など、日常生活に配慮した住宅です。

住まいに困っている度合いの高い順に登録し、空き家が発生次第、順番に紹介します。

【対象】 次の全てに該当する65歳以上の方

▶ 単身の方、または60歳以上の同居親族がいる2人世帯の方(配偶者の場合はおおむね60歳以上)

▶ 平成29年6月18日以前から区内にお住まいの方

▶ 自立した生活のできる方

(介護を受けながら自立した生活をしている方を含む)

▶ 前年の所得金額が、単身者の場合は256万8千円以下、2人世帯の場合は合計294万8千円以下の方

▶ 立ち退きを求められている、または住宅が老朽化しているなどの理由でお困りの方(家賃滞納など本人に責任がある場合を除く)

▶ 暴力団員でない方

【募集住宅】

▷ 単身者向 1DK 10戸 ▷ 2人世帯向 2DK 2戸

【使用料(月額)】

▷ 単身者向 1万3300円～3万7900円

▷ 2人世帯向 2万円～6万800円

いずれも所得金額によって変わります。

【申込方法】 6月8日(月)～16日(火)に住環境整備課(区役所3階307番)で申込用紙を配布します。申込者本人がお越しください。

申込用紙は6月18日(木)(必着)までに持参か郵送してください。持参の場合は、印鑑(同居親族を含む)をお持ちください。立ち退きが理由の場合は、家主による立ち退き証明書が必要です。

【申し込み・担当課】

〒124-8555葛飾区役所住環境整備課 ☎03-5654-8353

**70歳以上の方へ**

**安全運転支援装置の  
設置費用を補助します**

都ではペダル踏み間違い時の急加速を抑制する安全運転支援装置を購入・設置した個人に対し、費用の9割(9月1日からは5割)を補助しています。さらに区では、都の補助を受けて装置を設置した方に費用の1割(上限1台当たり1万円)を補助します。

【対象】 令和2年度中に70歳以上になる区内在住の方で、令和2年4月1日以降に東京都安全運転支援装置設置促進事業補助金を受け、安全装置を購入した方

【申請期間】 令和3年3月31日(水)まで

【申請に必要な物】

申請書、対象者本人の口座番号が分かる物、印鑑、安全運転支援装置購入・設置の領収書、作業明細書、運転免許証、都への補助金申込書の控え

【申請方法】

持参で。郵送での申請を希望する場合は事前にお問い合わせください。

【申請書配布場所】

交通政策課(区役所4階423番)、区民事務所  
区ホームページからも取り出せます。

【申請・担当課】

〒124-8555葛飾区役所交通政策課

☎03-5654-8386